

開発許可又は宅造許可に係る 工事の施行に伴う注意事項

広 島 県

土木建築局都市環境整備課

建設事務所建築課

1 工事の施行

工事は、その施行区域の所在する市町、県（所管の建設事務所長をいう。以下同じ。）その他関係行政機関の指示・指導を受けて適正に施行すること。

2 工事の際に必要な手続

- (1) 工事に着手したときは、工事着手届を県に提出すること。（提出部数は2で、所定の様式等により市町経由のうえ行うこと。以下この項において同じ。）

工事着手届出書

- ・開発許可…広島県都市計画法施行細則第11条，別記様式第13号
- ・宅造許可…広島県宅地造成等規制法施行細則第3条，別記様式第1号

- (2) 工事が次に掲げる工程に達したときは、その都度、中間施行状況報告書を県に提出すること。

中間施行状況報告書

- ・開発許可…広島県都市計画法施行細則第12条，任意様式（別記様式第1号）
- ・宅造許可…広島県宅地造成等規制法施行細則第11条，別記様式第9号

ア 擁壁の床掘りを完了したとき。

イ 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあつては、その基礎配筋を完了したとき。

ウ 排水施設のうち地下に埋設する集水管，暗渠，管渠等の配置を完了したとき。

- (3) 工事が完了したときは、工事の完了届（宅造許可の場合は、完了検査申請書）を県に提出すること。

工事完了届出書，完了検査申請書

- ・開発許可…都市計画法施行規則第29条，別記様式第4号
- ・宅造許可…宅地造成等規制法施行規則第27条，別記様式第3号

3 許可標識の掲示

許可標識（**別記1**のとおり）は、工事の期間中、その工事現場の見えやすい場所に掲示すること。

許可標識

- ・ 開発許可…広島県都市計画法施行細則第8条，別記様式第10号
- ・ 宅造許可…広島県宅地造成等規制法施行細則第10条，別記様式第8号

4 工程写真の撮影

工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリートの施行状況，形状寸法などが確認できるように写真を撮影し，整理して，前記2の(2)及び(3)の際に提出すること。（写真撮影については，**別記2**の「構造物等の写真撮影に際しての留意事項」によること。）

5 許可事項等の変更

工事の計画，許可を受けた者又は工事施行者などに変更がある場合は，速やかに県に連絡し，その指示を受けること。

6 その他

- (1) 工事に際し，道路，河川その他の公共施設を不法に使用又は占用しないこと。
- (2) 周辺住民等利害関係者と紛争が生じるおそれのある場合又は生じた場合には，直ちに対処し，問題の解決にあたること。
- (3) 工事の完了検査を受ける際には，工事の施行区域，同区域内の宅地の区画について，杭，鋸などにより，その境界を明示しておくこと。
- (4) 工事に際しては，宅地防災マニュアル（平成19年3月28日付け国土交通省都市・地域整備局長通知）に留意し適正に施行すること。（沈砂地については，適正な管理状況が確認できるよう定期的に写真を撮影し，前記2の(2)及び(3)の際に提出すること。）

(別記1)

許可標識の様式

1 開発行為許可標識

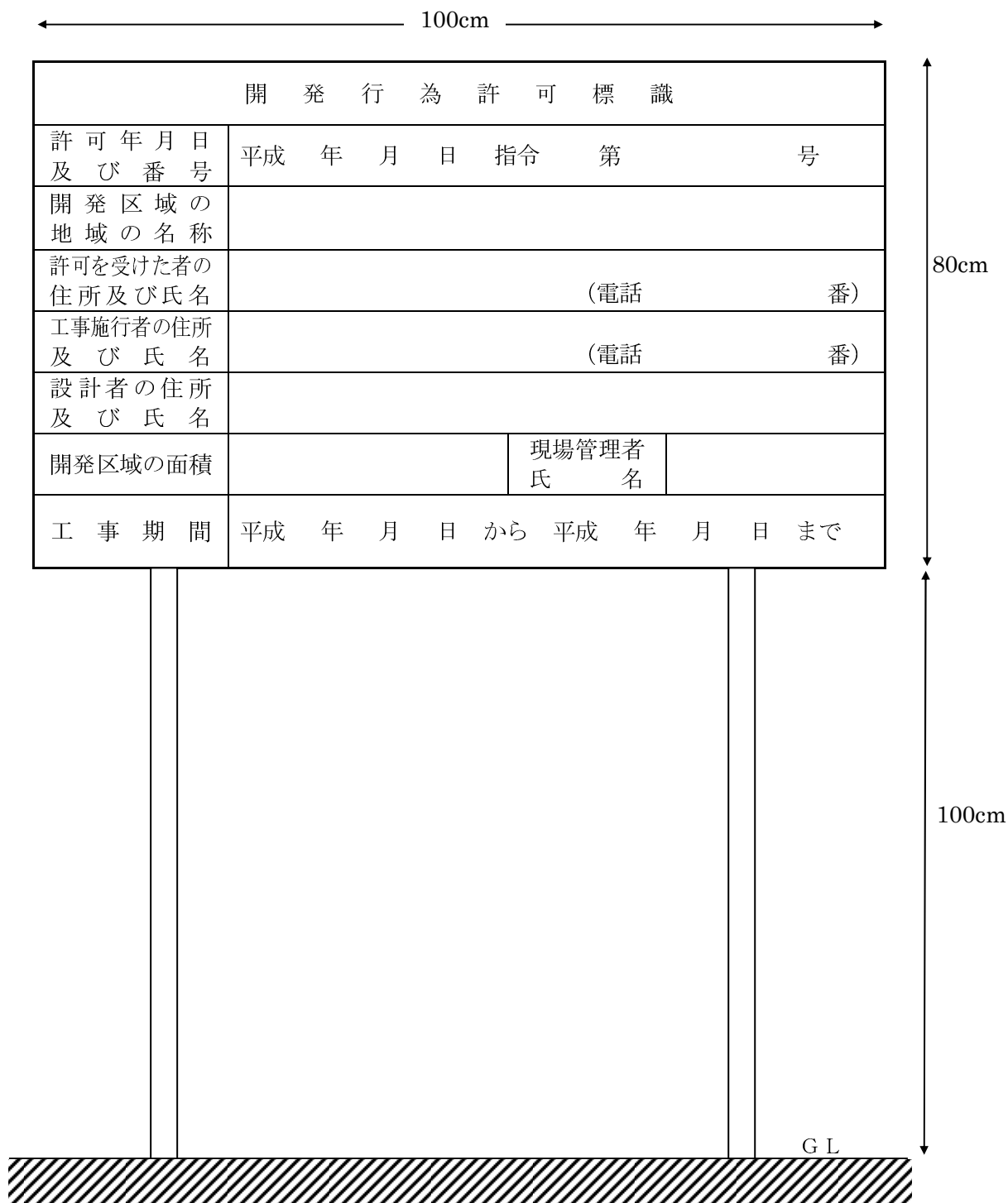
← 100cm →

開 発 行 為 許 可 標 識			
許可年月日 及び番号	平成 年 月 日 指令 第 号		
開発区域の 地域の名称			
許可を受けた者の 住所及び氏名	(電話 番)		
工事施行者の住所 及び氏名	(電話 番)		
設計者の住所 及び氏名			
開発区域の面積		現場管理者 氏 名	
工事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		

80cm

100cm

G L



2 宅地造成許可標識

← 100cm →

宅 地 造 成 許 可 標 識			
許可年月日 及び番号	平成 年 月 日 指令 第 号		
工事場所			
造成主住所 及び氏名	(電話 番)		
工事施行者住所 及び氏名	(電話 番)		
設計者住所 及び氏名			
工事施行面積		現場管理者 氏 名	
工事期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		

GL

80cm

100cm

注 宅地造成工事に名称を付するものにあつては、「工事場所」の欄に当該名称を記入すること。

(別記2)

構造物等の写真撮影に際しての留意事項

1 写真撮影の目的

構造物等の外部からの検査が困難な箇所の形状寸法及び施工状況について、写真撮影により記録し、中間及び完了検査の際の資料とするものである。

2 写真撮影上の留意事項

(1) 工事着手前の写真

工事着手前の全体の状況が確認できるように撮影すること。

(2) 工事中的写真

構造物等の断面寸法の測定状況が確認できるように撮影すること。

ア 構造物等の基礎、床掘り完了後の状況

イ 構造物等の構造寸法の状況

ウ 練積み造擁壁工及び裏込め材の状況（基礎、中間、天端下付近（高さ3～5メートルまでは4か所程度）の状況を撮影すること。）

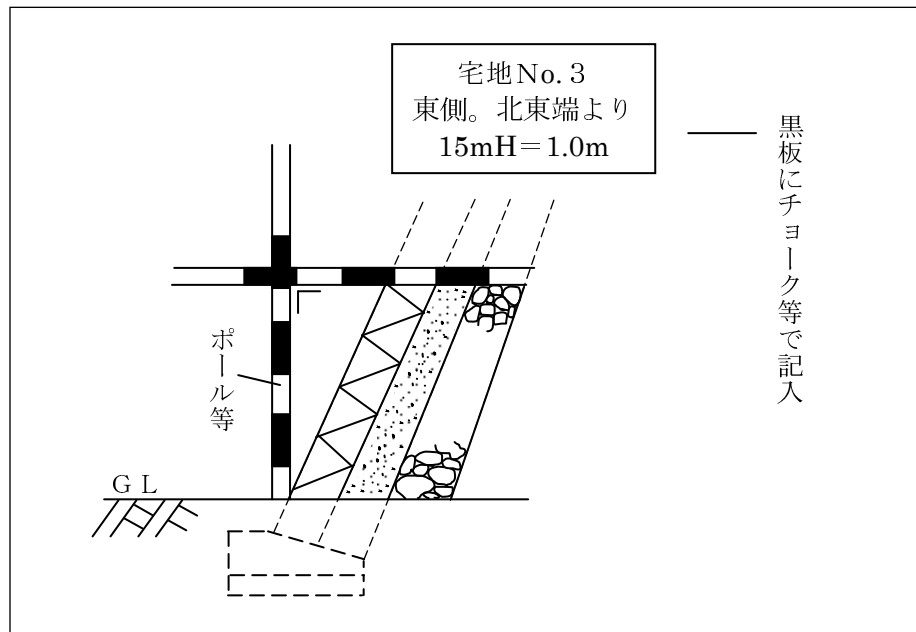
エ 鉄筋コンクリート構造物等の型枠及び配筋状況（鉄筋コンクリート造擁壁については、底板、たて壁、控え壁その他断面計算を行った箇所について撮影すること。）

オ 地下排水溝その他の埋設構造物

(注) ア～オまでの構造物等の寸法の測定写真撮影時は、必ずスタッフ、ポール等の測定器具を当て、当該寸法が明確に読み取れるようにするとともに、部分的な断面寸法とならないように注意し、延長約20メートルごとに位置を明示して断面の測定を撮影すること。

なお、擁壁等は、次の撮影例を参照して行うこと。

撮影例（練積み造擁壁の場合）



(3) 竣工写真

- ア 工事全体の状況が把握できるように撮影すること。
- イ 写真撮影の箇所を平面図に番号で明示すること。

開発許可又は宅造許可に係る工事の施行に伴う注意事項
(別記様式第1号)

工事の中間施行状況報告書

平成 年 月 日

広島県〇〇建設事務所長 様
(建築課)

住所
氏名 (印)
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

開発行為に係る工事の中間施行状況について、次のとおり報告します。

許可年月日及び 番号	平成 年 月 日 指令 第 号
許可申請者の住 所及び氏名	
開発区域に含ま れる地域の名称	
報告事項	1 擁壁の床掘り完了 2 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋完了 3 地下埋設の集水管、暗渠、管渠等配置完了

注 1 報告事項欄の該当の項目番号を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。